平成２４年（フ）第５９２７号
東京都東村山市恩多町５丁目49―75
破産者　平川　元也
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９４６号
東京都中央区日本橋馬喰町２丁目２番12号
破産者　株式会社アヴァロン
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９４７号
東京都新宿区白銀町１―12―504
破産者　高木　和芳
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７２号
神奈川県大和市中央林間２丁目13番地９号トウトアームス203号
破産者　有限会社久永
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７３号
神奈川県座間市緑ヶ丘３丁目51―５
破産者　遠藤　英徳
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７２２号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地62
破産者　秋田　浩之
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９４号
大阪市鶴見区今津南３丁目１番８号　シャトーサンパークスクエア904号、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見２丁目24番23号
破産者　松林　　潔
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９４号
福岡県朝倉市甘木2215番地２県営又原団地１―603号
破産者　仲野みちよ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７１９号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目９番10号村本コーポ101号
破産者　八百　哲男
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００７号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目１番13号201号
破産者　吉田　洋芳
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３号
青森県三沢市松園町２丁目16番10号　山本貸家Ｇ号
破産者　米田　博彰
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４９号
青森県三沢市さつきヶ丘１丁目23―164　さつきヶ丘団地３号棟５－２―102、住民票上の住所青森県三沢市大字三沢字園沢12番地
破産者　種市栄佐夫
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５００号
埼玉県越谷市蒲生茜町29番地９　クリーンウッド105号
破産者　藤田　甲次
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
埼玉県草加市高砂２丁目17番12―707号
破産者　半田　貴也
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
埼玉県春日部市内牧4997番地１　グリーンパーク春日部５番館201号、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市小渕126番地１　ベルドゥムール春日部東310号
破産者　木村　政司
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
埼玉県越谷市大沢653番地１　越谷北ローヤルコーポ203号
破産者　手嶋　賢吾
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
新潟県長岡市小島谷3477番地の３
破産者　久住　俊彦
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４６０号
大阪府大東市灰塚２丁目14番25号　アメニティＫＳパートⅡ405
破産者　山根　　真
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７号
福岡市南区老司５丁目６番９号
破産者　溝口　誠司
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部